

山形県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

次 第

日時 令和2年2月10日（月）

午後4時45分～

場所 県庁3階 災害対策室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）新型コロナウイルス感染症の現状について

（2）県の対応について

（3）その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症の現状について

1 国内外の発生状況 (WHO 発表 : 2/9 時点 (中国、香港、マカオ、台湾は 2/8 中国当局発表))

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本	23	0	豪州	15	0	フィリピン	3	1
中国	37,198	811	マレーシア	17	0	英国	3	0
香港	26	1	ネパール	1	0	ロシア	2	0
マカオ	10	0	カナダ	7	0	スウェーデン	1	0
台湾	17	0	カンボジア	1	0	スペイン	1	0
タイ	32	0	スリランカ	1	0	ベルギー	1	0
韓国	27	0	ドイツ	14	0			
米国	12	0	UAE	7	0			
ベトナム	14	0	フィンランド	1	0			
シンガポール	40	0	イタリア	3	0			
フランス	11	0	インド	3	0	計	37,491	813

※ 日本は、上記のほか無症状病原体保有者 3 名。

※ その他、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」船内で確認された感染者 70 名。

2 世界保健機関 (WHO) 及び政府の対応等

(1) WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言 (1/31)
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明 (2/4)

(2) 日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定 (1/28、施行は 2/1)
 - ・厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター) の設置 (1/28)
 - ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣 (1/28～4 便)
 - ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置 (1/30～6 回)
 - ・閣議了解に基づく厳格な上陸審査の実施 (2/1～)
- 〔 出入国管理法に基づき、入国の申請日前 14 日以内に湖北省に滞在歴のある外国人及び湖北省発行の中国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。 〕

3 県における対策会議等の開催状況

- (1) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催 (1/24、1/28)
- (2) 副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催 (1/29)
- (3) 医療関係者等による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催 (2/7)
- (4) 知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置 (2/7)

以上

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 患者発生時の把握

- (1) 医療機関からの感染症発生届による患者の把握
 - ・感染症の発生がみられた場合、保健所へ情報提供するよう医療機関に通知
- (2) 武漢市から帰国・入国されて発熱等のある方に対する保健所への相談呼びかけ
- (3) 山形空港、庄内空港、酒田港における検疫所と連携した新型コロナウイルス疑い患者の把握と受診誘導

2 医療体制の整備

- (1) 衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査体制の確立 (1/30)
- (2) 感染症指定医療機関による患者の受け入れ態勢の整備
 - ・重大な影響を与えるおそれのある感染症の治療施設として県内5医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）指定や患者移送車の配備など患者の受け入れ態勢を整備
- (3) 帰国者・接触者外来の設置
 - ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延をできるだけ防止するため、感染症指定医療機関及び対応可能な医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置 (2/10)
- (4) 感染防止資機材の備蓄
 - ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各総合支庁に備蓄
 - ・保健所における防疫備品（マスク、ガウン、ゴーグル）の追加配備を予定

3 感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応

- (1) 各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
 - ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
 - ・県政テレビ（2/16 予定）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
 - ・生命保険会社との協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/中旬～予定）

(2) 県民相談窓口の設置

- ・県庁及び各保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応 (1/24～) ※2月7日現在 227 件の相談受付

(3) 帰国者・接触者相談センターの設置

- ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできるだけ防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置 (2/10)。

4 その他

医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

○ コロナウイルスとは

- ・人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス。
- ・今回の新型コロナウイルス以外で人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られており、この中では深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス) と MERS-CoV (中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまる。

○ 主な症状と治療方法

- ・主な症状は、発熱及び呼吸器疾患。
- ・新型コロナウイルスに対するワクチンや特異的な治療薬は無く、治療は対症療法。

○ 感染経路

- ・飛沫感染 (クシャミなどのしぶきで1 m～2 mの範囲で感染が広がるもの)
- ・接触感染 (クシャミなどのしぶきが触れた物を触った手で、口や鼻を触って感染するもの)

○ 潜伏期間

- ・WHOによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日 (多くは5-6日) とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されている。

○ 感染予防対策

- ・コロナウイルス全般の予防として、こまめな手洗いやアルコール製剤等による手指消毒が効果的。新型コロナウイルスを含め、呼吸器感染症全般の予防のために、手洗い等の励行のほか、咳やくしゃみがでるときの咳エチケットの励行。

以上

新型コロナウイルスに関する各県立病院(感染症指定医療機関)の対応について

区分	中央病院	新庄病院	河北病院
対応方針	新型インフルエンザの対応に準じる。 ※ 各病院とも、新型インフルエンザの対応マニュアルを既に作成している。		
職員	新型コロナウイルスに関する情報を職員に周知し、患者の搬送経路や対応フローを確認した。		
患者(外来)	疑い例※の患者が受診する場合は、屋外の専用の感染症診察室で対応する。	疑い例※の患者が受診する場合は、外来の陰圧の処置室で対応する。	疑い例※の患者が受診する場合は、感染症病床のエリアの診察室で対応する。
その他	患者に気管挿管等を行う場合には、N95マスクを着用して処置する。		

※ 疑い例の定義(令和 2 年 2 月 4 日付け厚労省健康局結核感染症課長通知による)

次の I 及び II を満たす場合を疑い例とする。

I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 14 日以内に、以下の(ア)(イ)の暴露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

令和 2 年 2 月 1 0 日
商 工 労 働 部中国における新型コロナウイルス関連感染症による
本県中国進出企業等への影響について

中国に進出している県内企業への影響

- ・ 本県から中国に進出している県内企業が立地する省等の地方政府の発表では、企業の操業再開時期は概ね 2 月 10 日以降となっている。
- ・ ただし、地方政府によっては、政府の操業再開の許可が必要なところがあり、許可が下りるまで操業を休止している企業もある。
- ・ また、中国国内の公共交通機関の運休などから従業員が 10 日に出勤できない問題も発生しており、フル操業まで時間を要する状況にある。

新型コロナウイルスの影響及び対応状況について

1 観光への影響について

- 県内主な旅館の外国人旅行者のキャンセル状況
⇒ 約 1,400 人泊 (2月10日8時現在)

2 これまでの対応状況について

- 関係省庁からの通知等に基づく対応

①【観光庁⇒県⇒登録旅行者】

◆ 1月16日(木)

新型コロナウイルスによる肺炎について、国内での感染者が確認されたことから、登録旅行者に対し、以下の協力を依頼

- ・ 武漢市からの帰国者・入国者に対する症状の自己申告の周知協力

◆ 1月21日(火)

新型コロナウイルスによる肺炎について、登録旅行者に対し、以下の協力を依頼

- ・ 最新情報の収集、旅行者に対する情報提供
- ・ 旅行者に対し帰国時の検疫等の協力

③【外務省海外安全HP(県)】

◆ 1月24日(金) ※1月27日(月)及び2月3日(月)に内容の一部を更新

山形県パスポートセンター及び総合支庁旅券事務室において、旅券申請者等に対し、以下の新型コロナウイルスに関する情報提供の周知徹底

- ・ 「外務省海外安全HP(中国)感染症危険情報」の周知

④【観光庁⇒日本観光振興協会等⇒山形県観光物産協会】

◆ 1月24日(金)、1月30日(木)、2月3日(月)

観光事業者・施設に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供の依頼等

【県⇒市町村・山形県観光物産協会】

県としても、市町村及び山形県観光物産協会を通し、市町村観光協会及び関係事業者、物産協会会員に対し、以下の周知を依頼

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防
- ・ 中国から帰国・入国し、発熱や咳等の呼吸器症状が出た場合の対応(県内保健所への連絡、医療機関の受診等)

以 上

新型コロナウイルスに係る公立学校の対応について

1 これまでの対応状況

- 文部科学省の通知に基づき、県立学校及び市町村教育委員会に対し、以下の内容を周知
 - ・ 感染防止措置の徹底
 - ・ 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を収集し、適切な判断により行動すること
 - ・ 中国湖北省への渡航中止勧告、その他中国全域について不要不急の渡航の自粛
 - ・ 「指定感染症」指定を受けた学校保健安全法上の対応（出席停止等）
 - ・ 中国から帰国した児童生徒への対応（健康状態の注視、適切な知識の指導・人権への配慮、就学機会の確保など）

2 学校運営への影響

- 現時点ではなし。

3 今後の対応

- 引き続き、感染防止措置と児童生徒の健康観察の徹底をはじめ、通知に基づく適切な対応について要請していく。
- 今後、3月に渡航予定の学校が4校あることから、感染拡大の状況を注視していく。

（参考）渡航予定先

①ベトナム ②台湾・シンガポール ③ハワイ ④マレーシア・シンガポール

以上

令和2年2月10日
総務部

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況等について

<山形県公立大学法人（県立米沢栄養大学・県立米沢女子短期大学）関係>

- ・文部科学省から大学に対して、随時、新型コロナウイルス感染症に係る各種情報が通知されており、学生等に周知している。
- ・学生に対し、海外に行く場合は、海外渡航届の提出を徹底し、渡航についても、外務省の渡航情報をもとに指導（ただし、中国への渡航予定者なし）

<私立学校関係>

- ・一部の私立高等学校において、2月上旬に台湾で行う予定としていた学校行事を中止した。
- ・文部科学省から県に対して、随時、新型コロナウイルス感染症に係る各種情報を各私立学校へ周知するよう通知がなされており、その都度、すみやかに各私立学校へ周知している。

以上

新型コロナウイルス感染症への旅館等における対応について

1 令和 2 年 1 月 2 4 日

「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について」

県から山形県旅館ホテル生活衛生同業組合あて通知

- ・ 宿泊者名簿への正確な記載を働きかけ
- ・ 宿泊者が発症を申し出た場合は、事前に医療機関へ連絡した上での受診勧奨と医療機関の紹介
- ・ 従業員に対する咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨

2 令和 2 年 1 月 2 7 日

1 と同様の内容で住宅宿泊（民泊）事業者へ通知

3 令和 2 年 2 月 6 日

「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応 について」

県から山形県旅館ホテル生活衛生同業組合あて通知

組合員以外の業者に対しては保健所から通知

（同様の内容で住宅宿泊（民泊）事業者へ通知）

(1) 日頃留意すべき事項

- ・ 緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握
- ・ 宿泊者名簿への正確な記載を励行させ、宿泊者の状況を把握
- ・ 宿泊者の健康管理に積極的に協力
- ・ 従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底
- ・ 中国湖北省に滞在していたことのみを理由に宿泊を拒むことはできない

(2) 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- ・ 発熱など体調に異変が生じ、かつ、中華人民共和国湖北省から帰国・入国した又はこれらの者と接触した旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかな保健所への連絡と調査への協力
- ・ 他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼
- ・ 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限

4 その他

国土交通省観光庁から、(一社) 日本ホテル協会、(一社) 全日本シティホテル連盟、(一社) 日本旅館協会、(一社) 日本旅行業協会、(一社) 全国旅行業協会に対し、通知されている

山形県	旅館業の許可施設数（合計）	1, 0 4 4
	旅館ホテル施設数	8 1 6
	（旅館ホテル生活衛生同業組合会員数	3 1 7）
	簡易宿泊施設数	2 2 8
	住宅宿泊事業者数（民泊）	1 6

以上